

第23期第2回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和7年7月10日(木) 14:00

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

- (1) 令和7年度福岡県有明海区における機船船びき網(えび2そうびき網)漁業許可方針について(諮問) 資料1
- (2) 福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について(諮問) 資料2
- (3) 福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問) 資料3
- (4) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について(協議) 資料4
- (5) さし網等漁業福岡佐賀相互入漁の申請状況について(報告) 資料5
- (6) 「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」および「ぶり」の令和7年度における知事管理漁獲可能量の設定について(報告) 資料6
- (7) くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について(報告) 資料7
- (8) その他

7 漁管第 8 9 2 号
令和 7 年 7 月 8 日

福岡県有明海区漁業調整委員会 会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



有明海区における機船船びき網漁業許可（えび2そうびき網漁業）における漁業許可方針について（諮問）

このことについて、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、機船船びき網漁業許可（えび2そうびき網漁業）の許可を受けようとする船舶等の基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



令和7年度福岡県有明海区における機船船びき網 (えび2そうびき網) 漁業許可方針(案)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者(漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。)に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
50隻(25統)以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県地先有明海海域(農林水産大臣管轄漁場を含む)

(5) 漁業時期

令和7年9月20日から11月30日まで

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡有明海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

- (1) 区画漁業権の免許に基づくのみ養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。
- (2) 僚船は〇〇丸、F〇3-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- (3) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

4 申請書の添付書類等

- (1) 漁業許可申請一覧表
 - (2) 機船船びき網漁業許可申請書
- ※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法(第26条)で定める灯火の内容(別紙)を許可証の裏面に添付する。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

(別 紙)

注意事項

夜間操業する場合は、海上衝突予防法（第26条）で下記のとおり、灯火を掲げることが規定されております。

【 記 】

1 長さ12メートル以上20メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1 灯	灯火の視認距離 3 海里以上
(2) 全周灯	緑色	1 灯	” 2 海里以上
”	白色	1 灯	” ”
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1 対	” ”
(又は両色灯)		1 灯)	
(4) 船尾灯	白色	1 灯	” ”

2 長さ12メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1 灯	灯火の視認距離 2 海里以上
(2) 全周灯	緑色	1 灯	” ”
”	白色	1 灯	” ”
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1 対	” 1 海里以上
(又は両色灯)		1 灯)	
(4) 船尾灯	白色	1 灯	” 2 海里以上

(注) 航行中及び漁場移動中は、(1)、(3)、(4)の灯火を掲げ、操業中は(2)、(3)、(4)の灯火を掲げること。

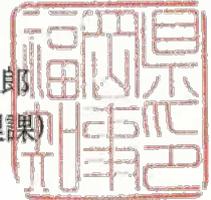
機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可状況一覧表

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
福岡県	許可隻数	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	4隻(2統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	
	許可期間	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	
	操業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）									
	条件	(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。 (2) 僚船は〇〇丸（F〇〇-〇〇〇〇〇）以外の船を使用してはならない。 (3) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。									
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
佐賀県	許可隻数	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	8隻(4統)	8隻(4統)	6隻(3統)	2隻(1統)	2隻(1統)	
	許可期間	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25
	操業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）									
	条件	1 次に掲げる区域で操業してはならない。 (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。 (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。									

7漁管第857号
令和7年7月8日

福岡県有明海区漁業調整委員会 会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」という。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び福岡県漁業調整規則第 11 条第 1 項に基づく公示（福岡県有明）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

(1) 県外からの入漁分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	えび三重流し刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を除く。)	1月1日から12月31日まで	制限なし	制限なし	7隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町又はそれに隣接する市町に住所を有する者
	すずき流し刺し網						
	雑魚一重流し刺し網						
固定式刺し網漁業	固定式刺し網						
げんしき網漁業	げんしき網						

(2) 県内許可分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	固定式刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を含む。)	1月1日から12月31日まで	制限なし	制限なし	2隻	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者
えび2そうびき網漁業	えび2そうびき網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を含む。)	9月20日から1月30日まで	制限なし	制限なし	2隻	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

えび2そうびき網業以外：令和7年8月1日から令和7年8月31日まで

えび2そうびき網業：令和7年8月5日から令和7年8月31日まで

7水第772号

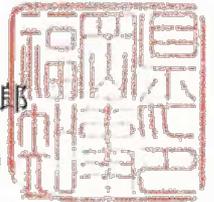
令和7年7月8日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

半田 亮司 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第14条第10項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



令和7年7月10日
福岡県有明海区漁業調整委員会資料

福岡県資源管理方針の一部改正について

水産振興課漁船漁業係

【概要】

○特定水産資源の名称変更について

- ・令和7年7月1日に、資源管理基本方針の特定水産資源名称が「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に変更された。
- ・これを受け、福岡県資源管理方針別紙1-6の特定水産資源名称を「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に変更することとしたい。

○「ぶり養殖用種苗（もじゃこ）」の別紙1への追加について

- ・令和7年3月7日に、資源管理基本方針別紙2に、ぶり養殖用種苗（もじゃこ）についての記述が追加された。
- ・これを受け、福岡県資源管理方針別紙1-11に、ぶり養殖用種苗（もじゃこ）についての記述を追加することとしたい。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさば対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日

(別紙 1 - 11)

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福岡県ぶり知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

改正案	現行方針
<p>福岡県資源管理方針 第1～第8 (略)</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-5) (略)</p> <p>(別紙1-6)</p> <p>第1 特定水産資源 <u>まさば及びごまさば対馬暖流系群</u></p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まさば及びごまさば知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域</p> <p>②の対象とする漁業が、<u>まさば及びごまさば対馬暖流系群</u>の採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が<u>まさば及びごまさば対馬暖流系群</u>を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p>	<p>福岡県資源管理方針 第1～第8 (略)</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-5) (略)</p> <p>(別紙1-6)</p> <p>第1 特定水産資源 <u>まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群</u></p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まさば及びごまさば知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域</p> <p>②の対象とする漁業が、<u>まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群</u>の採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が<u>まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群</u>を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p>

<p>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</p> <p>(別紙 1 - 7) ~ (別紙 1 - 10) (略)</p> <p>(別紙 1 - 11)</p> <p>第 1 ~ 第 4 (略)</p> <p>第 5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5) に 定めるステップアップ管理を行う。</p> <p>2 <u>養殖用種苗(もじゃこ)について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。</u></p> <p>(別紙 2 - 1) (略)</p> <p>(別紙 3 - 1) ~ (別紙 3 - 11) (略)</p>	<p>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</p> <p>(別紙 1 - 7) ~ (別紙 1 - 10) (略)</p> <p>(別紙 1 - 11)</p> <p>第 1 ~ 第 4 (略)</p> <p>第 5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5) に 定めるステップアップ管理を行う。</p> <p>(別紙 2 - 1) (略)</p> <p>(別紙 3 - 1) ~ (別紙 3 - 11) (略)</p>
--	--

資 料 4

(23期2回有明漁調委)

(令和7年7月10日)

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について

- ・今年度の九州ブロック会議は、大分県で開催予定（令和7年10月30～31日）。
- ・毎年度、九州ブロック会議に議題（要望事項）を提案。
- ・当会議で承認され、その後、全漁調連の総会で採択されれば、国への要望に内容が盛り込まれる。

過去の提出議題（平成25年～令和6年）

年 度	議 題 名	備 考
H25	○我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて	・日韓漁業協定に基づき相互入漁。 ※民間協定によりEEZ内での操業トラブル防止策（ホットライン）実施 ・福岡県沿岸において沖合漁業は周年操業、福岡県沿岸漁業は休漁期間を設定。
H26 ～29	○我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業秩序維持について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	・H28年5月以降、両国間の相互入漁は停止中。
H30 ～R4	○日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	
R5 ～R6	○我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について ○新たな資源管理措置について（追加）	・漁業法改正を受け、国は資源評価に基づく新たな資源管理（TAC管理）を開始。 ・TAC魚種拡大とともに、資源管理の推進のためのステップアップ管理を開始。

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に即したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること。

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連した物に絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

我が国 E E Z 内における韓国 **はえ縄** 漁船の操業禁止及び取締り強化について

内容

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、我が国 E E Z 内で韓国漁船の違反操業やトラブルが多発していました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である E E Z 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

しかしながら、平成 23 年に韓国からホットラインの一方的な打ち切りが通告されたことで、我が国はえ縄漁船の漁具被害が多発し、その後、25 年に復活したものの、韓国の政局に左右される不安定な状況となっています。

現在、韓国との政府間交渉は中断され、相互入漁は停止している状況ですが、我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場のため、相互入漁が再開された場合、再びトラブルが増加する可能性が高まります。く、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。加えて、韓国まき網漁船は集魚灯の光力制限がないなど規制の違いから、我が国漁業の操業に支障をきたす上、令和 2 年の漁業法改正により T A C 管理が厳格化される中、入漁した韓国漁船に T A C が配分されることになれば、我が国漁船への配分にも影響が及ぶことが懸念されます。

つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の E E Z 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により、我が国漁船の安全操業を確保すること。

※朱書き部分は昨年度提案議題から変更・追記した部分

別紙様式 2

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域などは、本県の中核的な漁場がありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域となっていることから、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。

さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、これら沿岸漁業と同じ魚種を対象とする大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望いたします。

- 1 本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図って**おりいることから**、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

※朱書き部分は昨年度提案議題から変更・追記した部分

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな資源管理措置について

内容

国において示された資源管理の推進のための新たなロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、漁獲可能量による管理をすすめることとされております。

新たな資源管理に取り組む必要があることは、漁業者も県も理解しておりますが、本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、十分な合意が得られず、管理体制が整わない中で、資源管理の取組みが始まり、極端な漁獲制限をされれば、経営がなりたたなくなるのではといった不安や管理の実効性が確保できないのではないかとといった声が良く聞かれます。

また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組ませるべきといった意見もございます。

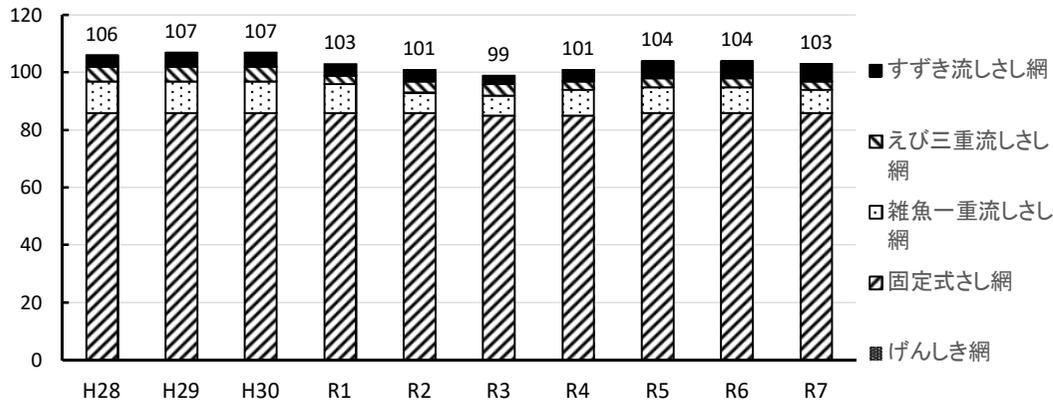
つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。

- 1 資源評価の精度向上を図ること。
- 2 資源管理の実施にあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。
- 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。
- 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。
- 5 ステップ3への移行までに、TAC管理を導入した場合の漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。

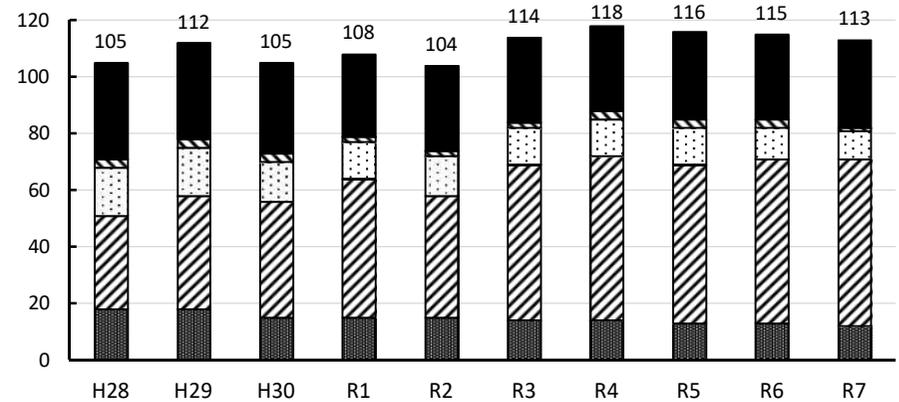
※朱書き部分は昨年度提案議題から変更・追記した部分

○令和7年7月1日～令和8年6月30日 刺し網等漁業福岡佐賀相互入漁の許認可状況について（令和7年7月1日現在）

組合名 漁業種類	福岡県⇒佐賀県（R7佐賀県許可隻数）											佐賀県⇒福岡県（R7福岡県許可隻数）										
	大川市	川口	浜武	沖端	両開	柳川	血垣開	有明	大和	三里	福岡県計	諸富町	大詫間	南川副	広江	東与賀町	久保田町	芦刈	福富町	新有明	大浦	佐賀県計
すずき流し刺し網	0	3	2	0	0	0	0	0	0	1	6	4	0	10	10	2	3	0	1	0	1	31
えび三重流し刺し網	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
雑魚一重流し刺し網	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	8	3	0	2	2	0	2	0	0	0	0	10
固定式刺し網	29	9	17	23	0	1	1	1	2	3	86	23	4	18	0	1	2	0	2	5	4	59
げんしき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	3	0	0	0	0	0	0	12
計 (120隻以内)	34	14	21	24	0	1	1	1	2	5	103	40	4	30	15	3	7	0	3	5	6	113



福岡県から佐賀県への入漁隻数



佐賀県から福岡県への入漁隻数

特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定及び変更について

水産振興課

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和7年7月1日より令和7管理年度が開始した「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」及び「ぶり」の知事管理漁獲可能量を定めたことについて、福岡県資源管理方針別紙1-6第3条^{*1}及び別紙1-11第3条^{*2}に基づき有明海区漁業調整委員会に報告を行うもの。

※1 福岡県資源管理方針別紙1-6（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）第3条：漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

※2 福岡県資源管理方針別紙1-11（ぶり）第3条：漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量は「現行水準」であることから、福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定めた。
- ・「ぶり」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「ぶり」の都道府県別漁獲可能量は「101,000 トンの内数」であることから、福岡県ぶり知事管理区分に配分する数量を「101,000 トンの内数」と定めた。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めた知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和7 管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分数量	
まさば対馬暖流系群 及び ごまさば東シナ海系群	7/1～ 6/30	現行水準 (目安数量 (1,407 トン))	<u>福岡県まさば及びごまさば 知事管理区分</u>	<u>現行水準</u>	漁業法第16条第1 項に基づく知事管理 漁獲可能量の設定
ぶり	7/1～ 6/30	101,000 トンの 内数	<u>福岡県ぶり 知事管理区分</u>	<u>101,000 トン の内数</u>	漁業法第16条第1 項に基づく知事管理 漁獲可能量の設定

くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

概要

令和 6 年 7 月 16 日及び令和 7 年 2 月 28 日付で筑前海区漁業調整委員会から適当である旨の答申をいただいた、特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱に基づき、令和 6 管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量並びに、令和 7 管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、報告するもの

1. 令和 6 管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲可能量の変更

○他県への譲渡

- ・ 令和 7 年 1 月末時点における小型魚の漁獲可能量 17.5 トンに対し、漁獲実績は 8.8 トンであり、目標の消化率 8 割の達成が困難な状況。
- ・ 筑前海釣漁業協議会に諮り、過去の漁獲実績を考慮した結果、13.0 トンあれば目標を達成しつつ、採捕停止にならないと判断し、4.5 トンの譲渡を決定。
- ・ 譲渡先及び数量は事前に要望のあった山口県に 2.5 トンと徳島県に 2.0 トン実施。

	変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	17.5 トン	13.0 トン

2. 令和 7 年管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更

○追加配分

- ・ 令和 6 管理年度に消化率 8 割を達成したため、小型魚 12.2 トン、大型魚 4.9 トンの追加配分が決定

○不等量交換[※]

- ・ 筑前海資源管理手法検討部会クロマグロ部会で協議した結果、小型魚 15.0 トンを大型魚 22.0 トンに振替。

※不等量交換：小型魚から大型魚へ漁獲枠を振り替える際に係数 1.47 を乗じる。年 2 回（2 月と 5 月）に国の要望調査に基づき実施。

	当初	追加配分	不等量交換	変更後
小型魚	26.9 トン	+12.2 トン	-15.0 トン	24.1 トン
大型魚	20.6 トン	+4.9 トン	+22.0 トン	47.5 トン

※令和 6 管理年度福岡県知事管理漁獲可能量

小型魚：13.0 トン

大型魚：15.5 トン

特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱について（諮問）

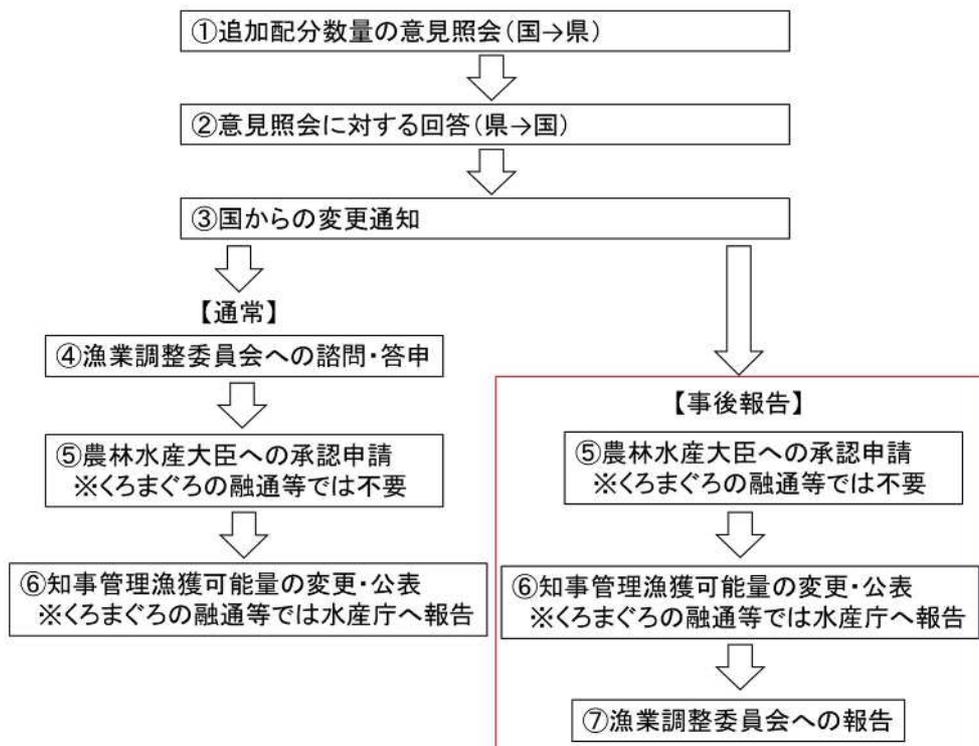
水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・ 漁獲可能量の変更にについて、手続きの迅速化を図るため、県資源管理方針で、予め漁業調整委員会の了承を得た上で、諮問・答申を経ず、事後報告による対応を可能としている。
- ・ 福岡県資源管理方針では、「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」ともに、管理区分が1つしかなく、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分することとしている。
- ・ このため、融通等に伴う数量の変更は裁量の余地がない機械的な変更であることから、令和7管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に基づく変更及び農林水産大臣が必要と認める場合の配分については、本県においても漁業調整委員会へ事後報告で対応することとする。

【事後報告が可能となる変更の例】

- ・ 前年度繰越分及び消化率メリット等の追加配分に伴う漁獲可能量の変更
- ・ 大臣管理区分及び都道府県間の融通による漁獲可能量の変更
- ・ 小型魚から大型魚への不当量交換による漁獲可能量の変更



漁獲可能量の変更に係る手続きのイメージ